

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則を次のよう

に定める。

(再商品化計画に添付すべき書類)

**第一条** プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「法」という。)第三十三条第一項の規定により再商品化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十一項第一号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準

二 法第三十三条规定する者が第六条第一号及びロに適合することを証する書類

三 法第三十三条规定する者が同条第三項第四号イからまでのいずれにも該当しないことを証する書類

四 分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が第六条第二号イ及びロに適合することを証する書類

五 分別収集物の処分の用に供する施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあつては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可(同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあつては、これらの規定による許可)を受けていることを証する書類

六 分別収集物の処分の用に供する施設が第六条第三号イ、ロ及びニに適合することを証する書類

七 分別収集物の再商品化(法第二条第八項第二号に掲げる行為に限る。)を行う場合において、当該再商品化が他の法令の規定により行政の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

が明確であり、かつ、当該者に対する監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じてること。

三 分別収集物の再商品化の実施の状況を把握するためには、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第一百二十二号。以下「容器包装再商品化法」という。)第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの(飲料、しようゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件(平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号)第一項各号に掲げる物品であつて、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となつたものを除く。)とする。

五 分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること。

六 法第三十二条第一項第一号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準(使用済小型電子機器等の分別収集及び再商品化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第一条第二項に規定する使用済小型電子機器等及びリチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものが混入していなきことを定めたものに限る。)に従って適正に分別して排出されることを促進するためには、必要な措置を講じてこと。

七 分別収集物の再商品化により得られた物の品質を確保するための措置を講じてこと。

八 分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳の算出方法が妥当であること。

九 分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであること。

十 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十一 分別収集物の処分の用に供する施設に係る基準

十二 分別収集物の再商品化その他の分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十三 分別収集物の処分の用に供する施設に係る基準

十四 分別収集物の再商品化その他の分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十五 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十六 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十七 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十八 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

十九 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

二十 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

二十一 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

二十二 分別収集物の再商品化においては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにならなければならぬ施設を講じた施設であること。

(法第三十三条第二項第六号に規定する者の能力等に係る基準)

六条 法第三十三条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十三条第二項第六号に規定する者の能力に係る基準

二 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

三 分別収集物を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有する

四 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

五 分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有する

六 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

七 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

八 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

九 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十一 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十二 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十三 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十四 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十五 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十六 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十七 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十八 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

十九 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二十 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二十一 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二十二 分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(再商品化計画の内容の基準)

四条 法第三十三条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二 法第三十三条第二項第六号に規定する者に委託する業務の範囲及び当該者の責任の範囲に定める期間内に分別収集物の再商品化を実施することが困難であるときは、主務大臣が認めること。

三 主務大臣は、法第三十四条第一項の規定による許可(法第三十四条第一項の規定による許可)を受けたものであること。

四 当たり必要な範囲で、指定法人に対し、容器包装再商品化法第二十二条の規定により指定法

(再商品化計画に係る情報提供等)

五 主務大臣は、法第三十三条第三項の認定に記載された法第三十三条第二項第二号に規定する期間に限り、当該期間は当該事由を勘案して主務大臣が定める期間とみなす。





一 申請者が法人である場合にあつては、その一定款及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合にあつては、その住民票の写し

三 申請者（法第四十八条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。次号及び第三十条第一号において同じ。）が第三十条第一号イ及びロに適合することを証する書類

四 申請者が法第四十八条第三項第三号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

五 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設が第三十条第二号イ及びロに適合することを証する書類

六 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあつては、当該施設に係る同項の規定による許可（同法第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあつては、同項の規定による許可）を受けて八 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設が第三十条第三号イ、ロ及び八 再資源化事業としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再使用（プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部を、プラスチック使用製品の全部又は一部として再度使用し、又は利用する者に有償又は無償で譲渡することをいう。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類（再資源化事業計画の記載事項）

## 第二十八条 法第四十八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再資源化事業において再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び認定後一年間に再資源化される見込みのプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類ごとの重量
- 二 再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 三 プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化により得られた物の利用者及び利用方法

四 再資源化事業において廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五 申請者が法第四十八条第二項第六号に規定する者である場合においては、同号の排出事業者である場合にあつては、その代表者の氏名にあっては、その住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

六 法第四十八条第二項第六号に規定する者が法第四十八条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二 収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化すること。

三 再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあつては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるため必要な措置を講じていること。

四 再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

五 再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないようには必要な措置を講じていること。

（再資源化事業計画の認定事項）

## 第二十九条 法第四十八条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者の能力に係る基準
- 二 再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 三 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準
- 四 プラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

四 再資源化事業計画の認定事業者（認定再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船）は、当該者を含む。次項において同じ。）、は、運搬車又は運搬船を用いて認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行なうときは、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する運搬車又は運搬船である旨を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。

五 申請者が法第四十八条第二項第六号に規定する者である場合においては、同号の排出事業者（認定再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船）は、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

一 前条に規定する認定証の写し

二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先（認定再資源化事業計画の変更の認定の申請）

三 運搬の年月日及び認定番号

四 変更の理由

五 讀取後の処理の開始予定期月日

（認定再資源化事業計画の認定証）

## 第三十条 法第四十八条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者の能力に係る基準
- 二 再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 三 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設の名称及び所在地
- 四 認定再資源化事業計画に法第四十八条第一項第二号の排出事業者又は同条第二項第六号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 認定の年月日及び認定番号

四 認定再資源化事業計画に法第四十八条第一項第二号の排出事業者又は同条第二項第六号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその者が行なう収集、運搬又は処分の別

（認定再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船の表示等）

一 法第四十八条第二項第六号に規定する者に係る変更であつて、次に掲げるもの

二 氏名又は名称の変更

三 プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行う者の変更であつて、委託して行なせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの

四 法第四十八条第二項第七号に掲げる施設の変更

五 法第四十八条第二項第八号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

(認定再資源化事業計画の軽微な変更の届出)  
第三十五条 法第四十九条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 認定の年月日及び認定番号  
三 変更の内容  
四 変更の理由  
五 変更後の処理の開始予定年月日  
(認定再資源化事業者の氏名等の変更の届出)

第三十六条 法第四十九条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 認定の年月日及び認定番号  
三 変更の内容  
四 変更の理由  
五 変更の年月日  
(認定再資源化事業の廃止の届出)

第三十七条 認定再資源化事業者は、認定再資源化事業計画に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（再資源化事業の実施の状況に関する報告）  
第三十八条 認定再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間ににおける認定再資源化事業計画に係る再資源化事業の実施の状況に關し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 認定の年月日及び認定番号  
三 当該一年間に収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び量  
四 当該一年間にプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化により得られた物の種類ごとの重量  
五 当該一年間に収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等のうち再資源化されずに廃棄

物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者  
(身分を示す証明書)

第三十九条 法第五十六条第四項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。  
附 則

別記様式（第三十九条関係）

